

食物アレルギー等支援金 Q & A

1	Q	小中学校以外で補助の対象となる学校はありますか？
	A	「義務教育学校」、「中等教育学校（前期課程）」「特別支援学校（小学部・中学部）」が補助の対象となります。
2	Q	補助の対象から除外される学校はありますか？
	A	学校教育法第1条に規定する学校に該当しないもの、例えば「海外現地校」や「インターナショナルスクール」などは、補助の対象から除外されます。
3	Q	住所要件は、保護者・児童生徒両方該当することが必要ですか？
	A	「古河市内に住所を有すること」とする住所要件の対象者は、保護者のみになります。
4	Q	保護者が古河市内在住、児童生徒が古河市外在住の場合、補助対象となりますか？
	A	対象児童生徒が、古河市外の寮などの場合が想定されますが、保護者が対象児童生徒と別居している場合であっても、扶養している場合は、対象となります。 ※児童生徒が在籍する学校で、学校給食の提供があることが必要です。 ※保護者が対象児童生徒を扶養していることを証する書類の提出を求める場合があります。
5	Q	私立学校で、学校給食を実施している場合、補助対象となりますか？
	A	公立学校、私立学校の区別なく、補助要件に該当すれば、対象となります。
6	Q	令和7年7月1日に古河市に転入しました。いつから補助対象となりますか？
	A	古河市に住所を有した令和7年7月1日以降、給食実施日に弁当やおかず等を持参した日が補助の対象となります。 ※基準日の令和8年3月1日に古河市内に住所があることが必要です。
7	Q	令和7年10月1日に古河市から転出しました。補助対象となりますか？
	A	「基準日の令和8年3月1日現在に、保護者が古河市内に住所を有すること」とする要件に該当しないため、補助対象になりません。
8	Q	「疾病」とはどのようなものが考えられますか？
	A	食事管理が必要な「高血圧、糖尿病、腎臓病、脂質異常症」などが考えられます。
9	Q	「疾病」の添付書類は、診断書に限りますか？
	A	診断書でなくても症状が分かるものであれば可としますが、事前に学校給食課までお問い合わせください。
10	Q	「宗教上」とはどのようなことですか？
	A	宗教上の理由から食べることを禁じられている場合を言います。
11	Q	事業者が自己負担でアレルギー弁当を注文し、学校へ配達してもらっている場合、補助対象となりますか？
	A	自己負担がある場合には、補助対象となります。この場合、事業者からの領収書など支払いを証する書類の添付が必要となります。
12	Q	乳糖不耐症のため、牛乳だけ飲むことができず、給食用に別の飲み物を持参しています。補助対象となりますか？

	A	給食用に牛乳の代わりとなる飲み物を持参している場合に限り、補助区分「おかず等」で申請できます。
13	Q	食物アレルギー等がありますが、おかずを持参せず、取り除いて食べています。補助対象になりますか。
	A	「おかず等の持参」とする要件に該当しないため、補助対象外です。
14	Q	食物アレルギーがあり、除去食の提供を受けています。不足する栄養分補給のため、おかずを持参しています。補助対象になりますか。
	A	おかず等を持参していることから、補助対象となります。
15	Q	子どもが学校を休んだ日は、対象となりますか？
	A	食物アレルギー等があり、給食提供日に、弁当やおかず等を持参した回数とするため、補助対象外です。
16	Q	学校又は学年行事で、学校給食が出ない日は、対象となりますか？
	A	食物アレルギー等があり、給食提供日に、弁当やおかず等を持参した回数とするため、補助対象外です。
17	Q	宗教上の理由から、給食の代わりに弁当を持参して持参していない期間があります。回数から除かなければなりませんか？
	A	自宅から弁当を持参していない場合、回数に含めることはできません。
18	Q	おかずを2品持参している場合、1日の補助額はいくらになりますか？
	A	持参しているおかずの品目数にかかわらず、1日当たり100円となります。
19	Q	牛乳の代わりに飲み物を持参しています。水筒は補助の対象になりますか。
	A	水分補給のために持参している水筒は、補助の対象になりません。牛乳の代わりに、不足する栄養分補給のための飲み物であることが必要です。
20	Q	教育支援センターに弁当（又はおかず）を持参しています。対象になりますか？
	A	弁当（又はおかず）の持参理由が、食物アレルギー、疾病、宗教上の理由によるものは対象となります。
21	Q	上限額を超えなければ、申請できませんか？
	A	1回以上、弁当又はおかず等を持参していれば対象となります。但し、国・県等の補助により全額補てんされる場合は除きます。
22	Q	申請者（保護者）と口座名義人は、同じでなければなりませんか？
	A	申請者（保護者）と口座名義人は、同一の者をお願いします。
23	Q	振込先が分かる書類は、キャッシュカードの写しでもいいですか？
	A	銀行名、支店名、口座番号、名義が分かれば、キャッシュカードの写しでも大丈夫です。
24	Q	振込口座は、マイナンバーと紐づけされている必要はありますか？
	A	マイナンバーとは関係ありませんので、振込を希望する口座を記入してください。
25	Q	振込先の金融機関は、ネット銀行でも大丈夫ですか？
	A	ネット銀行でも問題ありません。
26	Q	通帳を持っていません。現金で受け取ることはできますか？

	A	現金で受け取るとはできないため、通帳を必ず作成してください。
27	Q	通帳の名義を変更しました。どうすればいいですか？
	A	補助金を振り込むことができないため、変更後の通帳の写しをセンターへ直ちに提出してください。
28	Q	申請書提出先はどこですか？
	A	郵送・持参の場合の提出先は、古河市立学校給食センター（古河市関戸 1914 番地 1）です。※電子申請であれば、申請期間中の土日でも申請可能ですので、ご検討ください。
29	Q	申請は、本人が全て記入しなければなりませんか？
	A	交付申請書兼請求書右上の申請書欄は、本人が記載するようお願いいたします。
30	Q	申請は、学校が取りまとめて提出するものですか？
	A	対象児童生徒の保護者が個別に申請しますので、学校でとりまとめる必要はありません。持参経費証明書に学校長印の押印後、返却してください。